

文京区補助金等チェックシート

所属 都市計画部地域整備課

1 補助金の名称等

26年度調査

補助金の名称	文京区不燃化推進特定整備事業助成金								
根拠規定等	文京区不燃化推進特定整備事業助成金交付要綱								
創設年月	平成	26	年	12	月	経過年数 〔自動計算〕	0年	終了予定年月	平成33年3月
直近の見直し年月	平成		年		月	経過年数 〔自動計算〕			
見直しの内容									
予算科目	款	項	目	大事業	中事業	実施計画事業番号			
	7都市整備費	1都市整備費	2都市整備事業費	6不燃化推進特定整備地区事業	1不燃化推進特定整備地区事業	219			
補助金の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 奨励的補助 <input type="checkbox"/> 施設運営補助 <input type="checkbox"/> 扶助的補助 <input checked="" type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給								

2 補助金の概要

補助目的	東京都不燃化推進特定整備地区制度要綱(24都市整防第598号)により指定を受けた不燃化推進特定整備地区の区域内において、老朽建築物の建替え及び危険建築物の除却に要する費用を助成することにより、災害に強いまちづくりを推進することを目的とする。	
補助事業等の内容	(1)不燃化建替えの促進助成 (2)老朽建築物の除却助成	
補助対象経費の内容	(1)不燃化建替えの促進助成 ○除却費(老朽建築物の除却に要する費用) ○建築設計費等(助成対象建築物に建て替えるために必要な建築設計及び工事監理に要する費用) (2)老朽建築物の除却助成 ○除却費(危険建築物の除却に要する費用)	
補助事業者等	<input type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input type="checkbox"/> 事業者 <input checked="" type="checkbox"/> その他 〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕 (1)不燃化建替えの促進助成 建替え促進に係る助成金の交付を受けることができる者は、老朽建築物を除却し、建て替えた者であって、建替え後の建築物を所有するもの(宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第1項第3号に規定する宅地建物取引業者及び特別区民税又は都民税を滞納している者を除く。) (2)老朽建築物の除却助成 危険建築物の除却に係る助成金の交付を受けることができる者は、所有する危険建築物を除却した個人又は中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者(特別区民税又は都民税を滞納している者を除く。)	
補助金の算出	<input type="checkbox"/> 定率 (補助率 ) <input type="checkbox"/> 定額 (補助額 ) <input type="checkbox"/> 補助単価 (補助単価 単位 ) <input type="checkbox"/> 規定なし <input checked="" type="checkbox"/> その他 〔その他の場合は具体的に記入〕 (1)不燃化建替えの促進助成 ○除却費(実際に除却に要した額又は除却した老朽建築物の延べ面積に21,000円を乗じて得た額のいずれか低い額。ただし、210万円を上限とする。) ○建築設計費等(実際に建築設計及び工事監理に要した費用の100分の45に相当する額又は助成対象建築物の工事費に区長が別に定める設計料率及び管理料率を乗じて得た額のいずれか低い額。ただし、耐火建築物は100万円を、準耐火建築物は50万円を上限とする。) (2)老朽建築物の除却助成 ○除却費(実際に除却に要した額又は除却した危険建築物の延べ面積に21,000円を乗じて得た額のいずれか低い額。ただし、210万円を上限とする。) 〔定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入〕	
公募の状況	区ホームページ、区報ぶんきょう及び不燃化特区事業実施地区区内における説明会を実施	
実績報告書時における 使途の確認方法	<input type="checkbox"/> 領収書(写し) <input type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (要綱のとおり)	
補助・単独の状況	<input type="checkbox"/> 区単独 <input checked="" type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)	負担割合 区 1/2 国 都 1/2 補助対象者 上乗せの内容・理由

### 3 補助金の交付の適否に関する基準 [A:適合している、B:適合していない、C非該当]

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	A	防災性の向上や住環境の整備が進むので、適合している。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	A	基本構想の計画事業No.219「東京都不燃化推進特定整備地区(不燃化特区)事業」に明記されている。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	A	区が公助の役割を果たし、災害に強いまちづくりに寄与している。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	A	災害に強いまちづくりを推進することができないおそれがある。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	A	本要綱に定める助成対象者であれば、申請は可能
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	A	申請書及び関係書類の審査等を行い、適当と認められたものについて決定している。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	A	事業に要する費用の一部を助成しており、代替策はない。
	補助金の交付による効果が認められるか	A	安全で災害に強い地域環境の実現が図られる。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	A	安全で災害に強い地域環境の実現が図られる。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	A	安全で災害に強い地域環境の実現が図られる。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか		
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか		
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か		

### 4 交付実績

(件、千円)

項目	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(予算)
交付(見込み)件数	-	-	不燃化建替えの促進助成(0件) 老朽建築物の除却助成(0件)	不燃化建替えの促進助成(50件) → 準耐火45件・耐火5件 老朽建築物の除却助成(10件)
決算(予算)額	-	-	0	153,500
国庫支出金			0	0
都支出金			0	86,804
その他			0	0
一般財源			0	66,696
26年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)				

### 5 課題及び今後の方向性

戸別訪問(27年度のみ実施)及びまちづくりの専門家派遣といった支援制度により、住民や権利者が抱える専門的な課題の解決を図ることで、本地区の木造住宅の建替えや除却の機運を醸成し、「燃えない・燃え広がらないまち」の実現を目指す。